

第三者評価結果

事業所名：ねむの樹元宮保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、児童福祉法、児童憲章、児童の権利に関する条約、保育所保育指針、横浜市や鶴見区の施策方針の趣旨をとらえ、法人の保育理念、保育方針に基づいて作成しています。「小学校との連携」「地域の実態に対応した保育事業と行事への参加」「子育て支援」「社会的責任」の記載欄があり、子どもの発達過程や、家庭環境、地域の実態を考慮した内容となっています。全体的な計画は毎年、子どもの状況を把握し、乳児会議、幼児会議、リーダー会議で見直しをして、園長・主任がとりまとめ、再度職員で確認後に策定しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>室内はエアコン、扇風機、加湿器付き空気清浄機の使用で適切な温湿度管理を行っています。また、こまめな換気を行っています。園舎は平屋建てで、窓が大きく、陽光や明るさを十分取り入れられる造りです。1、2歳児は独立した保育室を利用し、3~5歳児はワンフロアを区切り各年齢ごとに活動しています。楽器、音楽の音量、保育者の声の大きさに配慮していますが、ワンフロアのため、活動内容によっては調整が難しい場合もあります。衛生管理、清掃に関するマニュアルに沿って、室内外整備と、備品・おもちゃ類の消毒を行っています。子どもの動線やおもちゃ、遊具の安全性に配慮しています。園庭の砂は、定期的な補充と消毒のほか、掘り起こしをしています。手洗い場、トイレは子どもが使いやすい高さや場所で安全に使用できるようにしています。手すり設置や低い台等も準備しています。子どもがくつろいだり、ゆっくり過ごす場は適宜個別に準備するようにしていますが、今後、誰でもが常時落ち着ける場や、環境設定のさらなる工夫が期待されます。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>入園前に保護者から提出してもらう書類、担任予定者による入園前面談から家庭環境や子ども一人ひとりの特徴を把握しています。入園後は、連絡帳や保護者との会話、日常生活から一人ひとりの子どもの状況を把握しています。3歳未満児は個別指導計画を作成し、幼児も個人差、個性を理解して保育にあたっています。子どもが安心して気持ちを表現できる関係を作り、対応に努めています。子どもが安心して園で過ごすには、保護者との信頼関係が大事であるとし、保護者との関わりからも子どもの状況を理解しています。自分を表現するのが十分でない子どもは、態度や表情等から判断したり、代弁したりしています。子どもの話をよく聞くことや、何かあればいつもそばにいて気持ちに寄り添うことを大切にしています。子どもにわかりやすく、活動の目安やルールを伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもの年齢、発達状況に合わせ、保護者と連携を取りながら、基本的な生活習慣が身につくようにしています。着替え、手洗い、衣服の着脱、片付け等、時間がかかっても、自分でやろうとする気持ちを尊重しています。職員は出来たことを褒め、自信につながるような関わりをしています。生活習慣は、すぐに身につくわけではないことを理解し、日々の積み重ねや段階を踏み、子ども一人ひとりの状態を見ながら対応しています。季節、活動、心身状況により、休息や午睡時間を調整しています。低年齢児では、午前寝をする場合もあります。午睡時に眠くない子は布団に横になって休息するように伝えていきます。年長児は、12月半ばより午睡を一斉活動とせず、就学に向けたリズムを作るようにしていますが、その日の活動により調節しています。職員が絵本、紙芝居等を利用して健康、生活習慣、食事マナー等に興味を持てるようにしています。手洗いや姿勢等のイラスト、写真を貼り、わかりやすく実践できるようにしています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	b
<p><コメント> 発達に応じた玩具、絵本、教材、素材等を準備しています。園内外の環境整備をしていますが、子どもが主体的に活動するため、さらに工夫したいと考えています。積極的に散歩や戸外活動を行っています。例年「移動動物園」を園庭で開催しています。草花、木の実、昆虫を観察したり、飼育したりして自然を楽しんでいます。室内でも、マット、平均台、鉄棒等運動器具を使ったり、体を使う遊びを取り入れ、低年齢児クラスも廊下や保育室を広く使い、十分に運動遊びができるようにしています。活動として雑巾がけを取り入れ、しっかり絞る手首の力や体幹を鍛える事につなげています。外部講師による英語と音楽プログラムがあります。近隣の商店への買い物（年長児）や近くの神社への初詣、地域の祭りに参加するなど地域と関わる体験をしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	
<p><コメント> 非該当</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 入園前個人面談は担任予定の職員が行っており、一人ひとりの特徴や家庭環境を把握しています。慣れ保育期間は1週間~1ヶ月とし、個別に対応しています。慣れ保育期間中は直接保護者と話をし子どもの様子を共有し連携を取っています。子ども一人ひとりの気持ちを受け止め、興味のある遊び、好きな遊びができるように環境を確保し無理にやめさせたり、制限をしないようにしています。中庭や回廊廊下を遊びに使ったり、幼児室に行ってみる等しています。園庭や公園で、思い切り体を動かしたり、自然に触れる活動もしています。友だちとの関わりは、職員が子どもの気持ちを代弁したり、仲立ちとなる等、皆で楽しく過ごせるように配慮しています。安全面も配慮し、職員の立ち位置や環境設定に気を付けています。保育士以外に栄養士や実習生、音楽・英語外部講師、行事手伝いの地域の人と接したり、園行事で他のクラスとの関わりを持つ機会も作っています。保護者とは連絡帳、送迎時の会話、懇談会、面談等で連携を図っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3~5歳児クラスはワンフロアのスペースを区切って使用し、現在はクラスごとの活動を中心としています。3歳児の保育は「自分のしたい事、言いたい事を言葉や行動で表現し意欲を持って活動する」ように、環境を整え、友だち同士の関係作りに配慮しています。基本的習慣の自立も目指しています。4歳児の保育は「保育士や友だちと一緒に遊びながら、仲間とともに感情豊かな表現をする」ように集団遊びを取り入れたり、園でのルールを守ることでお互いに楽しく過ごせるようにしています。手先も器用になり、集中して制作に取り組む姿があります。5歳児の保育は「一つの目標に向かい力を合わせて活動し達成感や充実感を味わう」ように自分たちで話し合ったり、活動や行事の出し物等の計画を立て実行しています。友だちを労わったり、協力しあって活動できるようになっています。子どもの活動は、各お便りや作品やコメント付き写真、取組の紹介掲示、保護者参加行事等で伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 外門扉から園玄関入り口までスロープがあります。園舎は平屋1階建てで、園舎内は段差がない造りです。多目的トイレの設置があり、共有部分や保育室には十分なスペースがあります。障害のある子どもは、状況に合わせて個別支援計画を作成するとともに、毎日日誌をつけ、子どもの様子や状況を丁寧に記録し、職員会議で、情報共有しています。他の子どもと集団生活を共にする中で、子ども同士がお互いに育ち合うように配慮しています。保護者の意向や気持ちに寄り添いながら、対応を検討するなど、保護者と連携を取っています。東部地域療育センターの巡回相談担当者の助言を受ける体制となっています。職員は障害に関するテーマの研修を受講したり、療育センターに見学に行き、知識を深めています。重要事項説明書に障害児保育や医療的ケアが必要な子どもの保育についての方針を記載しています。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 登園から降園まで、連続性に考慮し無理がないように1日過ごせるようにしています。その日の状況や体調、天候に応じて、柔軟に計画を変更しています。活動ごとに区切られたスペースや、机、仕切り等を利用したコーナー、場面に応じて落ち着いて過ごせる環境設定をしています。延長時間帯や配慮を要する場合以外でも、常時、誰もがゆっくり落ち着いて過ごせる環境の工夫が期待されます。新型コロナウイルス感染症予防対策として、クラス単位の活動が多くなり、現在は異年齢一緒での活動は減っていますが、朝夕の合同時間帯や園行事では異年齢で過ごす機会があります。子どもの状態について、「クラス連絡チェック表」「時間外保育日誌」及び口頭により職員間で引き継いでいます。給食、おやつ、補食を用意しています。補食は家庭での夕食に支障のない、軽食（おにぎり、スープ等）を提供しています。保護者とは、連絡帳や送迎時の会話、懇談会、個人面談等で連携しています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 全体的な計画に「小学校との連携」「小学校以上との連携に鑑みて」「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」を記載しています。5歳児年間指導計画に「小学校との連携」「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を記載し、計画に基づいて取組をしています。4月の5歳児クラス懇談会では保護者に向けて、就学にあたり、できていた方がよい事等を具体的に伝えていきます。個人面談やお便りでも、繰り返し丁寧に伝えるようにし、不安が無いようにしています。子どもには、「立って靴を履く」「食事時間が決まっている」「着替える時の注意点」「自分の言葉で伝える」等を徐々に伝え、実践できるように意識して保育をしています。隣接小学校の5、6年生との交流があります。見学にも行き、小学校の雰囲気を感じることで就学への期待を持てる機会としています。近隣の年長児同士の交流も再開され始めています。保育所保育児童要録は年長児担任が作成し、園長、主任が確認後、就学予定校に郵送しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 健康管理、保健衛生に関するマニュアルがあります。年間保健計画があり、目標・行事・保健活動・年齢別配慮事項・研修等を明記しています。年間目標は「心身ともに健康な身体をつくる」「子ども自身が健康と安全に関する力を身につける」としています。健康状態は毎朝の保護者からの聞き取り、連絡帳、職員の観察で確認しています。既往症や予防接種は入園時に書類を提出してもらい、入園後については保護者に年度末に書類を返却し、追記してもらっています。保護者に、「入園のしおり」「重要事項説明書」を基に、健康に関する園の方針等を伝えていきます。園での子どもの健康に関する取組は、園だより、クラスだより、保健だより、給食だより、連絡帳、掲示物、懇談会等で伝えていきます。乳幼児突然死症候群予防策として呼吸チェック、顔色、唇の色チェックを毎日実施し、記録しています。事務室でもモニターで午睡時の様子を確認できるようにしています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 年2回内科健診、歯科健診を実施し、結果を文書で保護者に伝えています。健診結果や毎月の身長・体重測定結果は個別の健康台帳に記録しています。また全員分をまとめた健康記録ファイルがあり、健診結果や毎月の測定の記録、カウプ指数を記載しています。年間保育計画を基に、毎月の計画、目標を設定しています。職員が子どもに、健康や病気についてわかりやすく伝え、関心を持てるようにしています。歯科健診時に歯科衛生士が赤染めを使用し、歯磨き指導をしています。コロナ禍のため、食後の歯磨きは休止していましたが、歯磨きの重要性を認識し再開しています。再開にあたり歯ブラシの管理、職員の仕上げ磨きの仕方、うがいの仕方、年齢により対応に配慮すること等に留意して実施しています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> アレルギー疾患についてかかりつけ医の判断に基づいて対応しています。「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿った対応をしています。園で策定したアレルギー対応、アレルギー反応が出た場合の処置対応、緊急時個別対応票を整備しています。食物アレルギーのある場合は除去食を提供し、提供時は、誤食防止策を講じています。節分の豆まきの際には、豆を使用しないようにしています。食物以外のアレルギーや慢性疾患には、個別に対応しています。移動動物園を例年開催しているため、動物の毛等に考慮し、衣服を着替えています。職員はアレルギーに関する外部研修に参加し、職員会議で内容や対応について報告と説明をし、職員間で共有しています。食物アレルギーについては、日常的に子どもたちに伝えていきます。保護者へは、重要事項説明書の中で、園のアレルギー対応マニュアルに基づいて適切な対応をとることを伝えていきます。また園内への飲食物の持ち込みや食べながらの登園をしないよう注意喚起しています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<コメント>	
<p>全体的な計画に「食育の推進」を明記し、年間の食育計画を作成して、年齢ごとの食育を実践しています。低年齢児クラスでは食事の場と活動の場を分けています。幼児クラスはテーブルをグループごとに配置し、食事をしています。食事量は3歳児までは定量を盛り付け提供しますが、子どもの食欲や苦手なものを考慮し、減らす等をしています。4、5歳児クラスは当番が盛り付ける際に量を申告する子もいます。おかわりを用意していますが、他の人の事も考え、どのくらいの量できるかを予め伝えています。食器は陶器を使用し、年齢に応じて大きさ、深さの違うものを使っています。当番活動で配膳、食事の挨拶、片付け等をしています。食育の取組で野菜の種まき、栽培、収穫の体験を続けています。稲やサツマイモ収穫後に、藁でしめ飾り、蔓でクリスマスリースを作っています。子どもたちはクッキングも楽しみにしています。毎月献立表、給食だよりを配付し、季節の食材やトピック等の情報を伝えています。食育の取組を園内に掲示したり、各おたよりで、保護者に伝えています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<コメント>	
<p>子どもの発達状況に応じた献立、調理方法での給食を提供しています。園独自の献立で、2週間ごとのサイクルメニューとしています。毎月給食会議で、子どもの喫食状況、献立、調理法、味付け、食育の話し合いをしています。給食日誌に、毎日の喫食状況、残量、食材や厨房設備の管理状況等を記録しています。食材は、安全性を重視した地域の決まった業者、店舗で購入しています。パンは、試作品の段階から関わっている店舗で購入しています。旬のもの、季節のものを使い、年中行事にちなんだメニューや郷土料理も取り入れています。調理担当職員が、クラスを見回り、子どもと話をしています。調理室前に、メニューの食材のパネルを準備し、栄養バランスに興味を持てるようにしています。衛生管理マニュアル、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書に基づき、調理および調理室の衛生状態を管理しています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	b
<コメント>	
<p>2歳児クラスまでは、毎日個別連絡帳で、子どもの様子を記載し、保護者とやり取りしています。幼児クラスでは、その日の活動や取組の様子を掲示し伝えています。個別にやり取りを希望する場合は、クラスに用意してある連絡用の用紙を使用して連絡できるようにしています。各おたよりや行事案内を定期的に発行し、配付しています。園目標や保育で大切にしていることをわかりやすく伝えるように心掛けていますが、更に保護者の理解を得るよう工夫が期待されます。懇談会や個人面談で、保育目標や保育内容、子どもの関わり等について説明しています。保育参観、保護者参加の行事、懇談会等で子どもの成長を共有できる機会としています。園内に子どもの制作物や日々の活動の様子、取り組む様子の写真、説明文を園内に掲示し、子どもの活動を共有できるようにしています。クラスだよりでも写真やコメントを多く載せ、子どもの成長を感じられるようにしています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	b
<コメント>	
<p>連絡帳、掲示等で日々の保育の情報を伝えています。送迎時には子どものエピソードやその日の活動の様子を伝えるようにして、積極的にコミュニケーションをとり、信頼関係を築くよう努めています。担任以外の職員も笑顔での挨拶や言葉かけを心がけています。保護者には、個人面談期間以外いつでも相談できることを伝えています。相談内容に応じて保育士、栄養士が専門性を生かした助言や支援を行っています。内容により、鶴見区担当部署、東部療育センターと連携する体制があります。さらに、子どもの相談以外にも保育時間の変更や家庭支援への相談に応じ、保護者から評価されることが期待されます。相談を受けた職員が適切に対応できるよう、園長、主任、先輩職員から助言が受けられる体制としています。相談記録はファイル保管し、継続した対応に生かせるようにしています。</p>	

<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<p><コメント> 虐待防止に関するマニュアルがあります。全体的な計画に「社会的責任」欄があり、「子どもの人権に配慮する」と明記しています。登園時に子どもと保護者の様子を観察したり、保育中の子どもの様子、言動等について注意を払っています。体にあざやけががないかを、毎日さりげなく観察するほか、健診や身体測定時に視診しています。虐待の疑いがある場合は園長、主任に報告し、事実確認及び職員間で情報共有を行っています。鶴見区担当部署や場合により児童相談所と連携する体制としています。日ごろから、保護者の表情や子どもとの関わりを観察し、保護者の様子が気になる場合はさりげなく声かけしたり、話をよく聞くようにして、いつでも相談できることを伝えています。職員会議等で、ニュースで報道される不適切事例を取り上げたり、各自「チェックリスト」で自身の保育を振り返る機会を設けています。今後、研修や学びを深める話し合いの機会が増えることが期待されます。</p>	

A-3 保育の質の向上

<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント> 職員会議、各種会議、打ち合わせ等で子どもの様子を話し合い、日々の保育の実践を振り返り、会議録に記載し、誰でも確認できるようにしています。各指導計画では期ごとに振り返りと自己評価をしています。保育のねらいに沿って、子どもの発達過程、取り組む姿、意欲等に配慮して自己評価をしています。職員はそれぞれ「課題表」にあるチェックシート項目で、年度末に自己評価を実施しています。保育所全体の自己評価は、職員の自己評価や、保護者アンケートを参考にして作成しています。園では子ども主体の保育の実施、職員同士の連携強化、各職員の資質向上、地域支援等をさらに進めたいと考えています。取組の継続が期待されます。</p>	